

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成23年7月21日)

- 1 全国知事会議の概要について 【企画課】・・・1ページ
- 2 第8回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会臨時会の概要について  
【企画課】・・・35ページ
- 3 鳥取環境大学教職課程認定申請について  
【新生公立大学設立準備室】・・・37ページ
- 4 次期中山間地域対策検討懇談会について  
【中山間振興・定住促進課】・・・38ページ
- 5 日ノ丸産業株式会社との中山間集落見守り活動協定締結について  
【中山間振興・定住促進課】・・・41ページ
- 6 「鳥取県移住定住サポートセンター」の移転設置について  
【中山間振興・定住促進課】・・・43ページ
- 7 若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について 【交通政策課】・・・44ページ

企 画 部

## 全国知事会議の概要について

平成23年7月21日  
企 画 課

平成23年7月12日（火）及び13日（水）に、秋田市で開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

### 1 わが国の復興に向けて

東日本大震災からの復興に関して協議を行った中で、震災に伴う原子力発電所事故災害について国の責任ある対応を求める「原子力行政に対する国への緊急提言」をとりまとめた。

緊急提言では、東京電力福島第一原発事故の早期収束と情報公開の徹底などを国に求めるとともに、政府の原発事故対応を「場あつち的」と批判し、首相に説明責任を果たすことを求めた。

また、嘉田滋賀県知事と吉村山形県知事が共同で、原発への依存度を徐々に下げることが望ましいとする「卒原発」を提言された。この提言に対し、大きな方向性や自然エネルギーの拡大、エネルギーの多角化については賛同できる、とする意見が大勢を占めたものの、原発からの簡単な脱却には懐疑的な意見や、電力の安定供給に係る責務の問題など、「卒原発」に関して慎重な意見もあった。

### 2 社会保障と税について

#### (1) 社会保障と税の一体改革

今回の「社会保障・税一体改革成案」は、あくまで議論のスタートという認識で一致した。

成案は、その解釈や、個別分野における具体的な改革の方向について、曖昧な点が多く残されており、今後、「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して明確にし、国民の理解を得るために全力を挙げて取り組むことを確認した。

また、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方や社会保障の全体像について真摯な協議を行い、その上で財源論を行うことを要請していくこととした。

#### (2) 地方消費税の充実と税財源問題

橋下大阪府知事から、水平調整を行う前提の下、消費税の一定分など、地方が税を決め徴収できるような課税自主権の確立を求める提案がなされたが、税収の地域間格差の問題等から賛否両論が出され、山田全国知事会長の提案で、全国知事会「地方税財政特別委員会」にプロジェクトチームを作るなどして、検討していく方向で合意した。

### 3 地方分権改革の推進

#### (1) 地域主権改革に対する評価

今般、平井知事が全国知事会「政権公約評価特別委員会」の委員長となったことから、本県が「地域主権改革の更なる進展を求める決議」を取りまとめ、全国知事会として、今後の運動方針を確認した。

この決議に基づき、今後予想される民主党代表選等に当たっては、次の重要項目について公開質問を行うなど、全国知事会として運動を展開していくことを確認した。

<主な項目>

東日本大震災の復興

この国あり方についての基本的な考え方

消費税問題

経済対策・規制緩和などの問題

地方分権改革

社会保障と税の一体改革の問題 など

## (2) 国の出先機関の原則廃止

地域主権の原点に立ち返り、何故地域主権改革が必要なのかという基本的なところを、住民に対して丁寧に説明し理解を深めてもらうところから再スタートしなければならない、また、出先機関の移譲については、ハローワークの地方移譲などが効果が分かりやすいので、そのようなところから前進させていくべきとの意見で一致した。

また、平井知事からは、鳥取県が全国に先駆けて、雇用保険業務を入れた完全型でのハローワークをモデル的に実施することもやぶさかではないので、全国知事会の今後の国との折衝の中で、その点を踏まえた戦略を練るよう提案した。

## 4 国と地方の協議の場の更なる活用

国と地方の協議の場は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案・実施について、国と地方の協議を法的に位置づける画期的な仕組みであるが、地方自治法の改正や地域主権改革等に関わる重要課題が山積する中、全国知事会として、この協議の場を活用し、国民に分かりやすく開かれた政策決定プロセスを実現していくことを合意した。

また、法に基づく「分科会」の開催を国に求めていくこと、分科会は、「社会保障」のような広いテーマ設定をするのではなく、テーマを絞るべきとの意見が出された。

## 5 平成24年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

提案・要望内容を微修正の上、提案・要望活動を行うこととした。

また、平井知事が報告した「生レバー規制」に係る本県の検討状況に関連し、橋下大阪府知事から、全国知事会は、提案・要望だけではなく、各都道府県知事が持つ「条例提案権」や「予算調製権」を活用し、全国一斉で、こうした具体的な行動を起こすべき、との意見がなされた。

これを受け、各担当常任委員長が、提案書の詰め作業と同時並行で、各都道府県が行うべきことの論点整理を行い、今後、具体的な行動に向けての議論を行っていくこととなった。

また、震災増税や、地方税財政問題を議論する中で、早急な円高対策や日本の産業の空洞化を防ぎ安定的な経済成長が求められていることについて、切実な意見が報告され、これを受け、円高対策に係るプロジェクトチームを作り、大村愛知県知事らを中心として緊急提言などをまとめていくこととなった。

## 6 採択した緊急提言など（別添）

- (1) 日本の再生に向けて ー東日本大震災 復興への提言ー
- (2) 原子力行政に対する国への緊急提言
- (3) 「社会保障・税一体改革成案」について
- (4) これからの子ども・子育て支援施策に関する提言
- (5) 地方税財源の確保・充実等に関する提言
- (6) 地域主権改革の更なる進展を求める決議
- (7) 義務付け・枠付けの見直しの更なる推進に向けて
- (8) 国と地方の協議の場の活用について

# 日本の再生に向けて

—東日本大震災 復興への提言—

平成23年7月

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

日本の再生に向けて  
—東日本大震災 復興への提言—

東日本大震災復興協力本部

平成23年3月11日午後2時46分、岩手県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村ではまち並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に災害史上未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者は合わせて2万人を超え、約12万人に上る被災者は今なお体育館や公民館、仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、多くの国民は復興への取組の遅れに対して深い懸念を抱いている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所における事故は、依然として収束の兆しが見えない状況の中、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことにより、関係住民は今もなお出口の見えない避難生活を強いられている。また、放射性物質による汚染の影響は国内のみでなく、海外への食品をはじめ工業製品に至る多くの輸出品目に風評被害を与えている。また、放射能に関する安全基準が明確にされず、そのことが混乱に輪をかけている。日本全体の経済活動は電力不足の影響と相まって、このままでは活力の喪失にもつながりかねず、東日本大震災発災後4ヶ月経った今でも、復旧・復興の手がかりを模索する状況が続いている。

こうした状況の中、国においては、復興の基本理念や基本的施策、復興対策本部や復興庁の設置、特区制度の整備等を内容とする復興基本法を制定し、復興構想会議での提言なども踏まえた取り組みを進めている。

本会においても、発災直後に緊急広域災害対策本部を設置して支援物資の提供や職員派遣などの応急対策に当たった。5月12日からは東日本大震災復興協力本部（本部長：上田埼玉県知事）を中核とした復興支援のための協力体制を整備して、被災市町村の義援金支給関連業務への職員派遣など中長期にわたる人的支援、被災者生活再建支援制度に対する国への支援強化要請など、被災地からのニーズにきめ細かく対応するとともに、今後発生が予想される巨大地震等による大規模災害への実効ある対策の確立に向けて取組を進めている。

今後、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、国難とも言える今回の事態を乗り越えて、日本の再生を果たすためには、国と地方が総力を結集して取り組む必要がある。

については、国が被災県から既に提出されている提言・要望に誠実に対応するとともに、当面する緊急課題である以下の事項について、地方と十分に協議の上、速やかに対応するよう提言する。

## 1. 地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべき

### 提言1 復興基本方針の早期提示

東日本大震災では、大津波や地震動、火災、液状化などによりそれぞれのまちに甚大な被害が生じたが、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地の地理的特性や被害の態様が様々であることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興計画が早期に策定できるよう配慮することが必要である。

国は早急に復興基本法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針を定めるとともに、各地域における復興まちづくりに必要となる予算措置等を速やかに講じること。

### 提言2 復興特区の速やかな制度設計と有効活用

地域主導による復興を迅速に進めるには、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の活用が不可欠である。復興基本法に位置づけられた復興特区の有効活用を図るため、国は地方の意見を踏まえつつ早急に制度設計を行うこと。

制度設計に当たっては、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与にとどめ、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

なお、既に岩手県や宮城県から具体的な特区提案がなされているところであり、これらの提案が実現できるよう制度設計及び運用を行うこと。

### 提言3 高速道路ネットワークの整備促進

復興に向けて力強く進んでいくには、三陸沿岸地域及び日本海沿岸地域を南北に貫く「縦軸」と、東西を結ぶ東北横断自動車道等「横軸」の、格子状の高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。

住民生活や経済活動を支える円滑な物流を確保し、早急に被災した地方の骨格を固めるためにも、高速道路ネットワークの早期完成を図ること。

### 提言4 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

新たなまちづくりを進めるためには、安全な土地の確保の見通しが必要である。各自治体の復興計画策定推進のため、早急に湾口防波堤や防潮堤等の整備方針を示し、早期完成を図ること。

#### 提言5 迅速ながれき処理の推進

地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。

迅速な復旧を進めるため、がれき処理については、国が主導して広域処理体制を構築し支援する他、国の直轄事業や県への補助事業を導入するなど、既存の制度や従来からの役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。

#### 提言6 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度等の創設

被災地において復興に必要な財源が確実に確保されるよう、復興財源のあり方について地方を交えた議論・検討をただちに開始すること。

被災した自治体や避難者を受け入れている自治体が実施する復旧・復興事業に要する経費に対しては地方交付税総額とは別枠で財源を確保するとともに、不交付団体にも確実に財源を措置すること。

また、被災地の復興財源として、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できるよう自由度の高い包括的交付金制度を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

さらに、災害復旧事業について、国庫補助率のさらなるかさ上げや補助対象範囲の拡大や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなどの弾力的な財政支援措置を講ずること。

#### 提言7 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

各般にわたる復興対策を補完し、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

#### 提言8 第3次補正予算の速やかな編成と執行

復興構想会議の提言や被災地の要望などを踏まえ、直接的被害を受けた被災地はもとより、併せて多大な間接的被害を被っている東日本全体の復興に向けて、インフラの整備、まちづくり、農林水産業の生産基盤の復興、産業振興、放射能汚染対策など本格的な復興対策を盛り込んだ第3次補正予算を財源措置との同時決定にこだわらず速やかに編成し、ただちに実施すること。その際、財源を「今を生きる世代」のみで負担することを強調して事業規模を制約することなく、円高の是正、デフレ経済からの脱却に



より経済回復を図り、復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことなどにより財源を確保し、復興に必要な事業を迅速かつ支障なく実施できるよう、十分な事業費を計上すること。

## 2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策の確立を実現すべき

### 提言1 福島第一原発における事故の早急な収束

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるように、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

### 提言2 原子力発電に関する安全対策の確立

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所等における安全対策も強化すること。

また、地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画の見直しを早期に行うため、防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）を原子力発電所から8～10kmに設定している現行の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」や国の「防災基本計画」を、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるように、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえ、早急に見直すこと。

### 提言3 放射能汚染に対する安全対策の推進

オフサイトセンターが今回の事故では機能しなかったことを十分検証し、今後の対策に反映させること。

また、放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ長期・継続的な測定を国が責任をもって実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

更に、放射線量、飲料水、食品、放射性物質に汚染された土壌や上下水汚泥、廃棄物等に関する各種安全基準や取扱い等に関する指針を速やかに明確に設定した上、住居や公園・校庭・園庭等の土壌、農地の除染や、廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活や子どもの学校生活等の安全・安心を確保する対策を強化すること。

さらに、放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の拡充・強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講ずること。

### 提言4 風評被害対策の強化

日本産食品等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、関係国等への働きかけを強化すると

ともに、政府として国際社会に対して、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野・地域に関する安全性を緊急に宣言すること。また、これらの分野等に係る風評の払拭に向けた的確かつ積極的な情報発信や農林水産物及び工業製品等の安全性の証明に必要な検査等により生じる企業等の新たな負担に対する対策を講じること。

また、被災地から避難された人々が、風評等により、いわれなく差別やいじめを受けることがないように国民各層への周知を図るため、一層の情報発信に努めること。

さらに、農林水産物等の風評被害による経済的損害について、確実に賠償等の対象とすること。

#### 提言5 原子力災害に対する十分な財政支援

原子力発電所事故による影響を早急に払拭するために必要な地方の取組みに対し、用途の自由な交付金制度の創設等十分な財政支援を行うこと。

#### 提言6 国内産品の輸出証明書発行事務対策

日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

### 3. 被災者支援施策を充実・強化すべき

#### 提言1 被災者に対する支援の充実・強化

地震・津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、慣れない環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、住宅・雇用をはじめ生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施すること。

また、原子力災害に伴う被災者の早期救済に万全を尽くすとともに、損害の賠償等に当たっては、立法措置も含め、国が全責任を持って対応すること。

#### 提言2 原子力災害被災者への経済的支援

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方自治体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

#### 提言3 住宅確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の迅速な建設を支援するとともに、公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後、恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅、地域優良賃貸住宅や改良住宅などの整備が大量に必要となることから、補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置の実施、また、被災者生活再建支援制度における対象災害の見直し等の制度の総合的な見直しを行い、被災した住宅の修繕や再建に対して手厚く支援するなど、国による全面的な支援と財政措置を講じること。

#### 提言4 液状化被害からの復旧への支援の充実・強化

液状化の被害を受けた住宅の被害認定基準の見直しが行われたが、新たな基準で判定しても、被災者生活再建支援法の対象となる世帯は非常に少ないことから、更なる基準の見直しを実施すること。

さらに、液状化被害世帯への独自支援を行った自治体に対する財源措置を講じること。

### 4. 東日本大震災を踏まえ、地域の防災対策を強化すべき

今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、各地域における防災対策を強化するため、国の防災基本計画を早期に見直すとともに、以下の措置を講じること。

#### 提言1 地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化

地震・津波発生メカニズムの解明を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、津波観測・予知体制を確立・強化すること。

#### 提言2 早急な津波被害予測の実施

正確なシミュレーションのもと、津波高に加えて詳細な浸水予測図を作成するなど、被害想定の見直しを行うこと。

#### 提言3 消防力・防災力の強化

大規模災害時の緊急救助や支援、孤立集落の発生を防ぐためには被災状況の把握と救急援助活動の早急な活動展開はきわめて重要であり、国において、緊急消防援助隊の活動の充実・強化や、消防救急無線の送受信を確実にする消防救急デジタル無線、衛星電話の整備など情報通信体制の充実・強化を図ること。

また、警察の災害対応のための資機材の充実、自衛隊の災害派遣活動の環境整備や自治体との共同訓練の強化、海外からの支援隊の円滑な受入のため

の取組など、地域の防災力の強化に向けて総合的な対策を講じること。

#### 提言4 災害医療体制の充実・強化

DMA T（災害派遣医療チーム）は、大規模災害時の救急救助・医療に大きな力を発揮するが、今般の東日本大震災では、移動手段や携行装備の確保に大きな課題があり、緊急の展開、活動に支障を来した。

については、DMA Tの迅速・有効な活動展開を実施するため、国として大規模災害被災地における移動手段や携行装備の確保と活動環境の整備を図ること。

平成23年7月12日

# 原子力行政に対する 国への緊急提言

全 国 知 事 会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震・大津波という自然災害による甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の原子力災害をもたらした。

事故から既に4か月が経過しているが、今なお、多くの住民が困難な状況に直面している。

このような国難というべき事態に際し、政府の対応は事故発生当初から今日まで、場当たり的な対応に終始し、政府への国民の不信感はかつてなく高まっている。特に国政の最高責任者である総理が、その説明責任を果たすことを強く求めたい。

原子力行政を含むエネルギー政策のあり方全体が問われている現在、国民の生命と財産を守るという原子力行政の根本に立ち、国の責任ある対応を求めるため、次のとおり提言する。

#### 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

国は、今回の原子力災害に対し、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、東京電力と一体となって、一刻も早く事態の収束を図ること。

新たな放射性物質の放出が生じないよう、一刻も早く封じ込めること。

また、次代を担う子どもたちの生活環境に関わる安全基準を示し、安全を確保すること。

#### 2 原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の強化

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故について、徹底した調査と検証を行い、それに基づき安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行い、原子力施設の安全確保のため抜本的な対策を検討・実施すること。

また、住民の安全・安心が確保できるよう、EPZの範囲等、国の原子力防災指針、防災基本計画の見直しを行うとともに関係隣接都道府県など、原発周辺の地方自治体による防災対策強化を推進すること。

#### 3 情報の開示と的確な説明

国は、今回の原子力災害について、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理し、全て速やかに公開し、関係自治体をはじめとする国民全体に分かりやすく説明すること。

その際、国、事業者とは異なる意見に対しても明確な見解を示すこと。

また、事業者と地域が電力の需給等に関し十分な話し合いができるよう、事業者に対し情報の開示を徹底させること。

#### 4 エネルギーに対する選択肢の拡大

国は、代替エネルギーへの対応を急ぐとともに、新たな産業や雇用の創出につながる、再生可能エネルギーの開発と普及に速やかに取り組み、エネルギーに対する選択肢を拡大すること。

また、再生可能エネルギーの普及を促進するため、再生可能エネルギー法案を早期に成立させ、固定価格買取制度等の条件整備を早急に進めること。

#### 5 今後の原子力・エネルギー政策に関するビジョンの提示

今後の我が国のエネルギー政策のあり方、特に原子力政策のあり方について、将来の選択肢と、その判断材料となる情報を整理したうえで国としてのビジョンを提示し、国民的議論を経て合意形成を図ること。

## 「社会保障・税一体改革成案」について

平成 23 年 7 月 12 日  
全 国 知 事 会

平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6 月 13 日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。

## これからの子ども・子育て支援施策に関する提言

我が国の人口減少を抑制し、安定的で持続可能な社会を実現するためには、これからの子ども・子育て世代を国全体で支援することが喫緊の課題であり、その支援に要する財源は、国の責任において確保されるべきものである。

支援のあり方については、「現金給付」、「サービス給付」及び「働き方の見直し」をセットで検討し、全体としての費用対効果を考慮しながら、その仕組みや水準等を定めていく必要がある。

また、平成22年6月29日に、国の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、以降、学識経験者や自治体・保育等の関係者などで構成される3つのワーキングチームを中心に制度設計等の検討が行われ、平成23年7月6日の「子ども・子育て新システム 第14回基本制度ワーキングチーム」において中間とりまとめがなされたところである。

ただ、現時点では、整理のされていない検討課題が数多く残されていることから、今後の具体的な制度設計は、平成23年10月以降の子ども手当に係る制度設計と並び、地域主権の理念の下、法定化された「国と地方の協議の場」やその分科会での議論を通じて行われる必要がある。

以上の考え方の下、これからの子ども・子育て支援施策は、すべてのワーク・ライフ・バランスへの支援も含めて、以下の原則により制度設計を行うべきことを提言するものである。



## 1 子ども・子育て支援施策の基本的な考え方

### 1 全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が裁量と創意工夫により実施できる仕組みとすること。

政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念に基づき、「全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方」という考え方により制度設計を行うこと。

子ども手当は、給付額を全国一律として国が決定し、その全額を負担すること。

子ども手当のような全国一律の現金給付のほか、サービス給付であっても、例えば妊婦健康診査費や特定不妊治療費、乳幼児医療費に対する助成など、本来、医学的見地からも全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものや、既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものについては、国の責任において所要の財源措置を講じること。

地方が実施している保育サービスや保育所整備、放課後児童対策、母子保健医療など福祉、医療、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付は、それぞれの地域においてニーズが異なっている。地域の実情に応じた形で、子どもたちがこれらのサービスを確実に受けることができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって実施できる仕組みとすること。

## 2 恒久的、安定的な財源確保と地方の創意工夫を可能とする制度改善

(1) 本来、地方がサービス給付を行うために必要な財源は、税源移譲等により確保されるべきであること。

平成23年6月30日に決定された「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、社会保障給付にかかる公費の全体推計について、今後地方単独事業を含めた全体像及び費用推計を総合的に整理することとされており、その上で、地方単独事業に関しても、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行うこととされている。

子ども・子育て支援については、本改革における優先的事項であり、特に地方が主体的に取り組みを行っている分野であることから、地方が、地域の実情に応じた多様なサービスを、今後増大すると見込まれるものも含め、安定的に責任を持って提供するために必要な財源については、本改革を進める中で、国において税制改革などにより恒久的、安定的なものとした上で、地方への税源移譲等により確保されるべきであり、国として制度的な担保を講じること。

(2) 権限移譲などの制度改善を行い、地方の創意工夫を可能とすること。

サービス給付に対するニーズは、それぞれの地域において異なっている。

地域の実情に応じて適切にサービスを提供するため、地方の意見を反映した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの制度改善を行い、地方が裁量を持って創意工夫をしながら取り組むことができるようにすること。

### 3 都道府県の役割

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

地域の実情に応じたサービス給付の実施は、住民に身近な市町村が担うことが適切である。一方、市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、サービス水準の確保といった観点から、都道府県が、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な支援を行うことが不可欠である。

また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。このような、子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うこと。

#### ○都道府県の取組例

##### (広域調整の例)

- ・ 保育所の広域入所に係る調整
- ・ 病児・病後児保育に係る調整
- ・ 社会的養護の体制整備・自立支援の強化
- ・ 小児救急医療体制の整備

など

##### (専門性の例)

- ・ 周産期医療情報システムの整備
- ・ 不妊専門相談センターの運営
- ・ 社会的養護の充実
- ・ 市町村の児童相談の専門的、技術的支援
- ・ 障がい児童に関する専門的療育相談・指導・支援

など

##### (人材育成の例)

- ・ サービス給付を担う人材の養成
- ・ 地域の子育て支援団体リーダーの養成

など

##### (先導的事業の例)

- ・ 子育て支援に取り組む企業への支援、顕彰
- ・ 企業等と連携した子育て家庭への優待

など

#### 4 地方との協議

平成23年10月以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」を通じ、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

子ども手当や「子ども・子育て新システム」は、「国と地方の協議の場に関する法律」第3条に規定されている3つの事項すべてに該当することから、その具体的な制度設計に当たっては、役割分担や財源問題などを含め、地方への事前説明を十分行うとともに、国と地方の協議の場やその分科会を通じて、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

## II 「子ども・子育て新システム」について

「子ども・子育て新システム」については、去る7月6日に開催された「第14回基本制度ワーキングチーム」において、これまでのワーキングチームでの議論を取りまとめた「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がなされた。

「子どもの育ちと子育てを支援すること」を「未来への投資」と捉え、「ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させる」といった方向性は評価できるものである。

ただ、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非や費用負担などの財政スキーム、都道府県の役割、地方の裁量権を拡大する仕組みなど、整理のされていない「今後の検討課題」が数多く残されており、子ども手当の制度設計や子ども・子育て新システムの法案提出の時期などを含め、今後、どのように検討を進めていくのか、スケジュールを明確にする必要がある。

また、子ども・子育て新システムの掲げる、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質な支援を行うという理念を実現するためには、休日保育、一時預かり、子育て相談など、様々な子ども・子育て家庭の状況に応じた利用者目線での多様なサービスを充実することはもとより、現場で実際にサービスを提供する主体の視点も踏まえた検討が不可欠である。

特に、子ども・子育て新システムの大きな柱の一つであり、就学前の子どもの育ちに大きく関わる幼保一体化については、わかりやすく利用しやすい制度となるよう国民的議論を尽くす必要がある。

子ども・子育て新システムは、社会保障と税の一体改革の一部であり、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税一体改革成案」の中でも、『社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。』こととされていることから、今後、具体的な検討を進めていくに当たっては、国と地方の協議の場やその分科会で、地方公共団体と協議を行った上で成案とすることを求める。

### (1) 国と地方の役割分担を踏まえた「財政スキーム」とすること。

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施することが担保できる財政スキームにすべきである。

今後検討することとされている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、その対象を地方の自由裁量の拡大に寄与するものに限定した上で最大限広くとる、とされている「地域自主戦略交付金」と十分に整合性を図るとともに、国と地方の協議の場において十分議論し、成案を得ること。

また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非及び制度設計の検討にあたっては、「子ども手当のような地方に裁量権がないもの」と「地方に裁量権のあるサービスに係るもの」を明確に区分し、国と地方の役割分担や、その責任の所在を明らかにした仕組みにするとともに、裁量権のあるサービスの財源をきちんと担保できる財政スキームとすること。

## （2）都道府県がその役割を十分に発揮できる制度設計とすること。

「子ども・子育て新システム」に位置付けられている「給付や事業」の実施主体の中心は市町村であるが、都道府県は社会的養護などを自ら担い、さらに市町村の支援等を行うことから、その役割は、極めて重要である。

また、市町村もその規模は様々であることから、都道府県の支援のあり方も、それぞれの地域によって異なってくる。

こうした都道府県の役割が十分に発揮できる制度設計とするとともに、その役割に応じた財源を確保すること。

## （3）地方の自由度の拡大を前提とした制度設計とすること。

子ども・子育て支援は、地方が主体的かつ責任を持って実施する分野である。

地方の中にも、「待機児童が多い地域」、あるいは「過疎化の進行により、児童が少なくなっている地域」など、それぞれの地域の状況は様々であり、地域に求められるもの、必要なものは異なっている。また、全国どの地域に住んでいても、必要な保育や教育などを等しく受けられる仕組みも必要である。

様々なニーズがありながらも、国の定めた全国一律の基準が妨げとなり、制度をうまく活用できないといったこともある。

子ども・子育て支援施策を充実させるためには、地域の実情、実態に応じて、子ども・子育て支援に主体性と責任を持って取り組んでいる地方が、それぞれの裁量と創意工夫を今以上に十分に発揮できる仕組みとすることが不可欠である。

今後の制度設計にあたっては、まずは地方の自由度を今以上に拡大することを前提として検討を進めること。

# 地方税財源の確保・充実等に関する提言

—当面の課題を中心に—

平成 23 年 7 月 13 日

全 国 知 事 会

(地方税財政特別委員会)

## I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が1つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。また、平成 23 年度税制改正大綱においては「地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要」であり、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」とされたところである。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

## II 税制抜本改革の推進

### 1 社会保障と税の一体改革

昨年からの検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）がとりまとめられた。議論の過程においては、地方の代表を集中検討会議に参画させることなく、また、十分

な意見陳述の機会も与えないという重大な問題があったが、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

成案はあくまで議論のスタートであり、今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して国と地方が協議を重ね、その成果に基づいて相互に協力し、国民が将来に不安を感じることもない社会保障制度の構築とその財源の安定確保に努める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

- (1) 成案は、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」、引き上げ分の消費税収については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障四経費）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度全体をとらえ、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。
- (2) また、成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。地方単独事業の整理にあたっては、国費に関連する「社会保障給付」の範囲を明らかにした上で、法令に基づき実施している事業や全国的に普及・定着しているとして過去に一般財源化された事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ事業であって現在では全国的に広く行われているものも対象とすべきである。その際、住民に社会保障サービスを提供す



るために必要な人件費を「官の肥大化」にあたるとして対象外にすることは適当でない。

- (3) なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、地方の意見をふまえて成案に記されたように、現行分の消費税（国・地方）については「国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提」として検討を進めるべきである。
- (4) 成案では、消費税率（国・地方）の引上げを含む税制抜本改革については、経済状況の好転が条件であり、また、不断の行政改革等を推進することにより国民の理解を得ながら進めるとしている。現下の日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、円高・デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。東日本大震災の復興事業に速やかに着手するとともに、成長戦略を実行することを通じて経済を本格的な成長軌道に乗せた上で税制抜本改革を断行するという道筋に沿って、総合的に経済財政施策を展開すべきである。
- (5) 地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。
- (6) 消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることなども踏まえて、十分な配慮が必要である。

なお、社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であり、適切な個人情報保護方を講じた上で、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

- (7) 成案を議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営の実態を踏まえた効果的な制度を実現するよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して実効性のある議論を行う必要がある。

## 2 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 23 年度税制改正大綱及び成案の「税制全体の抜本改革」において、「地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討」とされているところである。地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、CO<sub>2</sub> 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に CO<sub>2</sub> 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、CO<sub>2</sub> 排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

## Ⅲ 東日本大震災の復興事業等について

### 1 地方の復興財源の確保

東日本大震災の復興事業については、その財源を今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うという理念には共感するものの、そのことを強調して事業規模に制約を設けることは適当でない。また、財源確保の具体的措置と同時決定することにこだわらず、被災地の復興に必要な事業を速やかに実施すべきである。

また、地方の復興財源について、東日本大震災復興構想会議がとりまとめた提言では、「臨時増税措置などにおいて確実に確保すべき」とされたところである。被災地の復興財源として自由度の高い包括的な交付金や復興基金を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合には、その法定割合を地方交付税とし、復興財源を確実に手当てするため通常分とは別枠によりその総額を確保すべきである。

なお、東日本大震災により被災地では極めて大きな地方税の減収が生じると見込まれ、現行の減収補てん制度のままでは復興事業の推進以前に財政運営がたちゆか

なくなるおそれがあるため、特別の財政措置を講じることについて検討すべきである。

## 2 福島第一原子力発電所事故に係る税制上の特例措置

福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられている方々の土地、家屋、自動車に係る非課税その他の地方税の特例措置を講じるとともに、それに伴う地方の減収補てん措置については、今回の事故の性格をふまえ、国が責任を持って明確な特別の財政措置を講じるべきである。

# IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

## 1 一般財源総額確保の方針堅持

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 23 年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成 23 年度から平成 25 年度において、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を 0.5 兆円上回る 17.4 兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度を 0.1 兆円上回る 59.5 兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。しかしながら、社会保障関係経費が増加する中で一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

平成 24 年度においても、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、東日本大震災により地方税収の低迷等が見込まれる中であって、高齢化等の進展に伴い毎年度 7,000～8,000 億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

なお、臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発

行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保すべきである。

## 2 現下の経済状況を踏まえた適切な対応

政府は、「財政運営戦略」において、国・地方のプライマリー・バランス（基礎的財政収支）について、赤字の対 GDP 比を当初 5 年間で半減するといった目標を掲げ、財政の健全化を図ることとしている。

国・地方のプライマリー・バランス赤字は平成 19 年度まで年々縮小し、均衡に近づいていたが、世界同時不況の影響により大幅に拡大し、平成 23 年度は平成 19 年度と比べて約 21 兆円赤字が拡大している。この間、国税及び地方税（地方譲与税を含む。）収入が合わせて約 18 兆円減少しており、財政健全化のためには経済の安定成長が不可欠なことが明らかとなっている。

このような中、世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎え、加えて東日本大震災の復興財源確保のため公共事業費等が更に削減されることとなれば、脆弱な地域経済に甚大な影響が生じ、財政健全化の目標達成が困難になるおそれが高い。

被災地の復興を支えるためには経済の回復の足取りを確かなものとする必要があり、そのためにも、経済成長を促進するための政策を積極的に推進するとともに、東日本大震災を教訓とする地域の防災対策事業や災害に強い国土構造を実現するための社会資本整備を着実に進めなければならない。

また、現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

なお、平成 19 年度を起点として見ると国の一般歳出が 7.1 兆円増加したのに対し、地方の一般歳出の増加は 1.1 兆円にとどまっている。地方は職員数削減など行政改革を断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてプライマリー・バランスの改善に努めているところであり、国と地方のプライマリー・バランスの比較に基づき地方の財政に余裕があるとの評価は全く当を得ないことを指摘しておく。

## V 課税自主権の活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

## 地域主権改革の更なる進展を求める決議

平成 23 年 7 月 12 日  
全 国 知 事 会

政府は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策だとして、この国のあり方を改めると高らかに宣言し、昨年 6 月に閣議決定した地域主権戦略大綱では、「明治以来の中央集権体質からの脱却」「国の在り方を大きく転換する改革」「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」と崇高な理念を示した。しかるに閣議決定から 1 年以上を経過した今、一定の進捗は認められるものの、出先機関改革では、霞が関の抵抗が強く、府省側に立った政務三役の姿勢も見られるなど、残念ながら目立った進展となっていない。

また、「子ども手当」問題や社会保障と税の一体改草原案策定のように、国が地方との協議を尽くさないまま一方的に政策決定を行うケースが見られるなど、「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」にはほど遠く、中央集権的な要素が強まっているのではないかとすら懸念される。

政府におかれては、住民の目線で現場に即した行政サービスを提供するための改革として、「地域主権改革」を国民に約束した原点に立ち返り、更なる地域主権改革の推進に全力を挙げることを、全国知事会として強く要請するものである。

# 義務付け・枠付けの見直しの更なる推進に向けて

～地域主権改革の成果を地域社会に実感してもらうために～

平成 23 年 7 月

全 国 知 事 会

全国知事会ではこれまで義務付け・枠付けの見直しの推進に向けて、幾度となく要請活動や提言を行ってきたところである。昨年 11 月には、一向に進まない義務付け・枠付けの見直しの突破口とするため、23 項目について、構造改革特区制度を活用した見直しの共同提案を行った。一部の項目については、前向きな回答を得られたものの、未だ不十分な回答も多く、全国知事会として、政府に対して、特区共同提案に関する公開討論を申し入れ、7 月 7 日に開催された公開討論の場で改めて政治主導による前向きな回答を求めたところである。

そうした中、去る 4 月 28 日に国と地方の協議の場に関する法律など 3 法が成立した。義務付け・枠付けの見直しについては不十分な点はあるものの、地方要望分を中心とした 41 法律が一括法として改正されたところであり、今後は条例委任をされた施設・公物設置管理基準について、各地域の創意工夫を活かした具体的な基準づくりが求められている。義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡充は、住民代表である議会における審議を通じた意思決定により、地域の創意工夫を活かした住民本意の施策が可能になったことを住民に実感してもらうまたとない機会であり、地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくという観点から、政府に対し、下記の点について、早急に取り組むことを求めるものである。

## 記

### 1 第 1 次一括法分について

(政省令の早期提示等)

- ・施設・公物設置管理基準に関する条例制定の施行期日の多くは、一年間の経過措置が設けられているものの、各地域では原則である平成 24 年 4 月 1 日施行を目指し、懸命に検討作業を進めなければならない。
- ・しかし、条例委任とされた基準の大部分は政省令を踏まえないと設定ができない構造になっている中、その政省令が現時点で示されておらず、各地域で実質的な検討が行えない状態になっている。このままでは、パブリックコメントなど住民

意見の募集、議会における審議、住民周知等の時間が十分にとれないことから、せっかくの法律の成果が施行期日に活かしきれないおそれ強い。

- ・こうした事態を改善するため、関係府省においては早急に政省令を制定するとともに、一部に提示されたものはあるが政省令案をまず地方に提示すること。
- ・また、各地域において有意義な議論が行われるように、政省令で定めた基準の算定根拠や考え方等について、詳細にその内容を示すこと。

#### (財政的関与の見直し)

- ・条例委任に関連する施設等については国庫補助等が措置される場合が多く、補助要綱等により実質的に地方が国の示す基準に縛られることになるため、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

## 2 第2次一括法案分について

### (法案の早期成立)

- ・第2次一括法案については、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とするものであり、現在国会に上程されているが、実質的な審議はこれからである。改革を着実に進めるため、早期に法案を成立させること。
- ・また、法案成立後は、条例制定に必要とされる政省令を早急に示すこと。

## 3 第3次見直し分について

### (丸ごと勧告実施)

- ・第3次見直しについては、保健所長の資格要件など地方要望分のこれまでの残り52条項、通知・届出・報告、公示・公告等、職員等の資格・定数等といった第2次勧告で取り上げられていた約1,200条項が見直し対象とされており、現在地域主権戦略会議において、具体的に構ずべき措置の方針として存置を許容する類型などの検討がなされ、また、内閣府と各府省において法案提出に向けた調整が進められていると聞いている。
- ・第3次見直しの対象の大半である通知・届出・報告、公示・公告等(約1,100条項)の見直しは、国・地方を通じた行政事務の効率化・経費の節減につながるものであり、存置を許容する類型への該当をいたずらに拡大させることがないようにするとともに、地方要望分52条項等とあわせ、存置許容以外の条項は丸ごと勧告の趣旨を踏まえた見直しを実施すること。



#### 4 今後の見直しについて

##### (積み残し項目の早急な見直し)

- ・これまでの見直しの積み残し分や現在まで手つかずになっている条項については、第1次一括法附則第47条で、地方分権改革推進委員会の勧告に則した速やかな措置を講ずることとされたところである。地方の意見を踏まえ、工程を明らかにし、国と地方の協議の場の活用等地方との十分な協議の下、法定受託事務を含めて早急に見直しに取り組むこと。特に、地方要望分104条項において要望どおりの見直しが行われていない積み残し分は、地方がかねてから主張してきたように公立小中学校の学級編制、保育所や老人福祉施設の設置管理に関する基準など現場ニーズの強い項目であり、最優先で見直しに取り組むこと。また、協議、同意、許可・認可・承認の見直し等において、大臣協議の廃止を要望しているものが大臣の同意を要しない協議にとどまるなど、地方要望どおりの見直しが行われていないものについても、見直しを行うこと。

##### (従うべき基準の限定)

- ・「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。また、第1次一括法附則第46条の規定に基づき、現在「従うべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止または「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うこと。

#### 5 立法原則によるチェック、フォローアップの仕組みの設置等

- ・新たな義務付け・枠付けを必要最小限とするため、第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」による「チェックのための仕組み」を政府部内で確立すること。また、この仕組みとあわせ、第1次一括法分の見直し分のフォローアップや今後の見直しにおける地方との検討を行う仕組みを設けること。
- ・条例による法令の上書き権の検討や条例内容を政省令で拘束する「従うべき基準」のあり方の検討を含め、抜本的な条例制定権の拡大について積極的に推進していくこと。

#### 6 最後に

政府は、昨年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱において、地域主権改革を、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革

をめざすものであるとし、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくという理念を高らかに掲げた。東日本大震災の未曾有の被害に対して国・地方が総力を結集して復旧・復興へ取り組んでいくことが求められている中、政局に明け暮れるのではなく、いま一度、地域のことは地域に住む住民が決めるというこの原点に立ち返ることを強く求める。

地方においては、国から権限や財源だけを求めているのではなく、これまで以上に責任と自立性をもって自治を担う覚悟である。地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくためにも、我々は全力をあげて取り組んでいく。

## 国と地方の協議の場の活用について

平成23年7月12日

全国知事会

法律に基づく国と地方の協議の場の活用について、以下のように決議する。

「国と地方の協議の場」は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の協議を法的に位置づけるものであり、これからの政策立案のあり方を変える画期的な仕組みである。

事実、6月13日に開催された第一回の国と地方の協議の場では、東日本大震災対策及び社会保障と税の一体改革という喫緊の課題について、政策に地方の意見を一定反映させた。

「国と地方の協議の場」の意義は、国民に開かれたプロセスを通して、現地現場の行政を預かる地方の視点を国の政策決定に反映させることで、国民にわかりやすい、効果的な行政を実現することにある。

この意義を踏まえ、今後においても、地方自治法の改正をはじめ、地方自治及び地域主権改革に関わる重要な政策事項について、法に基づく分科会の開催も含め、積極的に「国と地方の協議の場」を開催することを国に求めるとともに、地方は責任を持って、国民に開かれた政策決定プロセスを実現する。

## 第8回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会臨時会の概要について

平成23年7月21日  
企 画 課

平成23年6月25日（土）に開催された第8回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会臨時会の概要は、次のとおりです。

### 1 第8回関西広域連合委員会

#### (1) 日時及び場所

日時 平成23年6月25日（土） 13時～14時50分  
場所 大阪市内（リーガロイヤルNCB）

#### (2) 委員会の概要

##### ①原発関係の安全協定締結申入れ

- 関西広域連合として、関西電力に、原発関係の安全協定締結申入れを行うことについて合意した。
- 中国電力に対しても、鳥取県が仲介役を果たすので、関西広域連合としての意思表示をしてほしい旨を平井知事が発言した。

##### ②国出先機関対策

- これから、7月～9月にかけて、国出先機関対策に係る国と関西広域連合との協議・議論が行われるが、政局の動向も踏まえながら、主張すべきことを強く働きかけていくべき旨を平井知事が発言した。
- 関西広域連合としては、移管に係る国の消極的意見に対する反論を整理することとした。

##### ③節電対策・新エネルギー対策

- 節電対策について、関西広域連合としては、地域の実情に応じて行っている対応を継続することとした。
- ただし、電力需要のピークを抑える（ピークカット）観点から、関西電力が7月1日から行う予定の「でんき予報」に応じて、緊急時には家庭のエアコンを消すなど、府県民に分かりやすい明快なメッセージを出すなどの対応を行うこととした。
- 新エネルギー対策に関して、関西広域連合内に委員会をつくって検討することとした。
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度に関し、既存の風力発電などについても引き続き手当てされるよう、国に対して要望していくことが必要である旨を平井知事が発言した。

##### ④広域インフラ整備

- 関西広域連合に、広域インフラ整備検討会を設置することとし、「北陸新幹線部会」を設け、北陸新幹線を関西から迎えに行くルート等の検討を行うこととした。
- 鳥取県は鳥取豊岡宮津自動車道やフリーゲージトレイン、ミニ新幹線などの課題があり、関西の四方八方に延びていく高速アクセスに関して、検討会の部会で検討を行うことが必要である旨を平井知事が発言した。

- 「企画部会」をつくり、その中で、高速アクセスや日本海側拠点港に関することなど幅広の検討を行い、必要に応じて部会を設置していくこととした。

## 2 関西広域連合委員会臨時会及び全員協議会

### (1) 日時及び場所

日時 平成23年6月25日(土) 15時～16時50分  
場所 大阪市内(リーガロイヤルNCB)

### (2) 臨時会の概要

#### ①議長及び副議長選挙

- 議長及び副議長選挙が行われ、指名推薦により議長に吉田利幸議員(大阪府議会選出)、副議長に菅谷寛志議員(京都府議会選出)が選出された。

#### ②監査委員の選任

- 「第1号議案」(監査委員の選任について同意を求める件)が上程され、監査委員(議員からの選任)に吉田清一議員(滋賀県議会選出)が選任された。

### (3) 全員協議会の概要

#### ①東日本大震災被災地の支援を中心とした関西広域連合の活動報告

- 東日本大震災に対する対応状況を中心に、関西広域連合発足から今日までの各分野別事務局の活動状況について報告された。
- 山陰海岸ジオパーク推進担当委員である平井知事が、山陰海岸ジオパークに関する活動状況について報告を行った。

#### ②関西電力の節電対策に係る説明・依頼

- 関西電力(八木社長)から、節電対策に係る説明・依頼があり、これを受けて、関西広域連合議会が声明を発表した。

#### (声明の内容)

- ① 現下の電力事情等を勘案し、関西広域連合として節電対策を進める。ただし、産業、経済活動に悪影響を及ぼすことがあってはならない。
- ② 関西広域連合として、家庭部門及び業務部門を中心に住民に対して節電を呼びかけていく。
- ③ 上記方針に基づき、構成府県においては、府県の実情を踏まえ、平常時5%～ピーク時10%等の節電目標に向けた取り組みを進める。
- ④ 電力需給が逼迫した場合は、関西電力と協力し、さらなる節電を住民に呼びかける。
- ⑤ 中長期的な観点から、自然エネルギーの導入等について、関西におけるエネルギー対策のあり方を検討していく。

# 鳥取環境大学教職課程認定申請について

平成23年7月21日  
新生公立大学設立準備室

文部科学省と事前協議を続けてきた教職課程の設置認定について、7月12日に申請したので報告します。

## 1 申請の概要

(1) 設置予定の学部学科  
環境学部環境学科

(2) 設置予定時期  
平成24年4月（公立大学法人化時）

(3) 認定を受けようとする免許状の種類  
・中学校教諭一種免許状 理科  
・高等学校教諭一種免許状 理科

(4) 設置予定科目

物理学入門、生物学概論などの教科に関する科目と、人間形成（教養）科目に含まれている日本国憲法、スポーツ実技などの免許法で規定される科目に加え、教職に関する科目を設置。

〔教職に関する科目〕

科目区分	設置予定の科目
教職の意義に関する科目	教職原論
教育の基礎倫理に関する科目	教育原論、教育心理学、発達心理学、教育制度論、教育行政学
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論、理科指導法Ⅰ～Ⅳ、道徳教育指導論、特別活動論、教育方法学
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論法、教育相談
教育実習	事前・事後指導論、教育実習（※）
教育実践演習	教育実践演習

※教育実習については、県、鳥取市の教育委員会及び実習先となる中学高校で組織する鳥取環境大学教育実習連絡協議会を設置し、連携を取りながら効果的な運営を図る。

(5) 教職科目のため配置予定の専任教員

- ・外川正明教授（前京都教育大学教授／教職原論等）
- ・足利裕人教授（前鳥取工業高等学校教諭／理科指導法等）
- ・藤田恵津子講師（京都教育大学非常勤講師／教育心理学等）
- ・川口有美子講師（筑波大学大学院特別研究員／教育行政学等）

## 2 今後のスケジュール（予定）

7月12日	申請（済）
7～12月	審査 ・中央教育審議会へ諮問（9月） ・中央教育審議会より答申・認定（12月）
2月下旬～3月上旬	認定

## 次期中山間地域対策検討懇談会について

平成23年7月21日  
中山間振興・定住促進課

- 中山間地域振興条例の見直し、次期対策の検討を目的として設置している「次期中山間地域対策検討懇談会」について、検討内容の更なる掘り下げと充実を図るため、委員の増員（6名）を行うとともに、新たに2つの専門部会を設置した。
- また、7月12日に第2回会議（地域づくり部会）を開催した。

### 1 懇談会の充実について

#### (1) 委員の増員

中山間地域住民の安全・安心な生活環境の確保等についての検討を強化する観点から、次の6名の委員を新たに委嘱した。（別添名簿参照）

- 【福祉関係】中山間地域で福祉サービスを提供する市町村社協の職員
- 【保健・医療関係】中山間地域を担当している市町村の保健師
- 【防犯関係】中山間地域の警察署の生活安全分野担当の警察官（OB）
- 【防災関係】中山間地域の消防団、自主防災組織で活動している方
- 【交通関係】中山間地域で過疎地有償運送を行っている方
- 【買い物支援】中山間地域で移動販売を行っているJA担当者

#### (2) 部会の設置

よりテーマを絞り込んだ具体的な議論を行うため、懇談会に「地域づくり部会」と「安全・安心部会」を設置し、それぞれの部会で集中的に検討を進める。

##### 【地域づくり部会】

- 検討事項 中山間地域における産業振興、地域運営方策等  
(例) 地域資源を活かした産業振興、集落機能の維持、他地域との交流促進 等
- メンバー 学識委員（4名）、民間委員（5名）、行政委員（3名程度）  
計12名程度

##### 【安全・安心部会】

- 検討事項：中山間地域における安全・安心な定住環境の確保・充実等  
(例) 買い物弱者支援、生活交通の確保、地域の見守り・防犯活動 等
- メンバー：学識委員（4名）、新たに委嘱した委員（6名）、行政委員（3名程度）  
計13名程度

#### (3) 開催日程（予定）

区分	地域づくり部会	安全・安心部会	検討内容
5月	(5/27 開催済)		条例・施策の現状把握等
7月	1回目 (7/12 開催済)	1回目	施策・事業の内容検討等
8月	2回目	2回目	施策・事業の内容検討等
10月	3回目	3回目	山間集落实態調査結果報告 集落検証結果報告 条例・次期対策の検討 等
11月	全体会		まとめ

## 2 第2回会議（地域づくり部会）の概要

- (1) 開催日時 7月12日（火）午前10時～正午
- (2) 開催場所 県庁特別会議室
- (3) 協議事項 中山間地域振興施策・事業の内容検討等  
（今回は主に「集落機能の維持、集落活動の担い手」について議論）
- (4) 主な意見

### 【地域づくりの単位について】

- ・現場で対策を展開する上での土俵の大きさ、地域の単位を目合わせしておく方が良い。今の集落の状況からすると、すべて集落単位で頑張れというのは少し無理がある。
- ・集落の特色を活かしつつ、集落を繋いだような地域づくりの範囲を考えることが必要。定住促進、産業振興、他地域との交流等、ある程度大きな単位で進める方が良い。
- ・まずは小規模集落どうしの連合体を作って、多少広域的にものを考え、その中で何ができるか、何をすべきかを話し合えるような土壌を醸成することが必要ではないか。
- ・限界集落も一緒になって、集落が集まってサロンでもやろうと言っているが、話が進んでいない状況。限界集落の方が出てこれられないのであれば、こちらから出掛けていくこともできると思うのだが。
- ・女性グループどうしで、集落を越えて一緒に何かをすることは難しい。目に見えない垣根がある。ネットワークの仲立ちをしてくれるところがあると良い。以前は普及所がその役割を担っていた。
- ・うるおいの村づくり事業から20年間活動が続いているのは、集落全員で計画策定に取り組んだ団結力のお陰。1年毎に自治会長が交代する中で、校区や公民館単位では、住民が一体になっての地域づくりは難しいと感じる。

### 【地域づくりを担う人材について】

- ・地域協議会の中でも、限界集落のことは他人事で危機感が無い人もおり、意識に温度差がある。皆を引っ張っていけるリーダー、後押ししてくれる人材の育成が必要。
- ・地域組織のリーダーに必要なのは、地域をマネジメントする力、財務・経理の知識、金儲けするためのノウハウ、次世代の人材を育てる教育力を養うこと。
- ・まちづくり協議会に集落支援員を設置しており、地域の課題解決の取組みをコーディネーターが支援する過程で、新たなリーダーが生まれてくることを期待している。
- ・地域づくりを応援する支援員等は、先に配置してから何をするか考えるケースが結構あるが、地域の弱い部分、足りない部分に計画的に配置することが重要。
- ・地域づくりにおいて、女性の力は大きい。女性の力を繋いでいくためには、無理なく楽しくやるところから始めることが大切。

### 【集落等への支援策について】

- ・限界集落への救済策として、何年続くかは分からないがやる気のある集落を支援する、高齢者が繋がっていくような、気軽に使える緩めの補助金を作ってはどうか。
- ・集落が元気になることであれば、あまり縛られずに皆が楽しく取り組めるような事業の仕組みにしておかないと長続きしない。
- ・奥地の集落に家を建てたりする場合に、税の減免等の応援の手立てがあればと思う。
- ・小さな規模であっても、中山間地域で農地を荒らさず、何とか頑張って農業を続けている高齢者が恩恵を受けられるような支援策が必要ではないか。
- ・限界集落の支援と言っても、集落ごとにリクエストが全く違うため、それに対応した個別・具体的な施策が必要であり、十把一絡げのような話は通用しない。
- ・地域や集落の中での神社の存在についても考える必要がある。建物が古くなったり、御輿が出せない、祭りができない等の状況がある。神社も貴重な地域資源の一つ。

※次回会議で今回の議論のまとめを行うとともに、次回以降、伝統文化の継承、産業の振興、他地域との交流、都市部との共生、公益的機能の維持等について議論する予定。



次期中山間地域対策検討懇談会委員名簿

所 属 等		職 名	氏 名	地域 づくり 部会	安全・ 安心 部会
鳥取大学		副学長	細井 由彦	○	○
鳥取環境大学		教 授	北崎 寛	○	○
島根県中山間地域研究センター		研究企画監	藤山 浩	○	○
とっとり地域連携・総合研究センター		主任研究員	倉持 裕彌	○	○
各 地 区 振 興 協 議 会 代 表	扇の里村づくり推進委員会（国府）	会 長	谷口徳五郎	○	
	大江ノ郷自然牧場（八頭）	代表取締役	小原利一郎	○	
	地域づくり女性会（三朝）	代 表	岩世 黎子	○	
	元米子市保険年金課長（米子）		星野 好子	○	
	美用レディース加工グループ（江府）	代 表	川上 幸恵	○	
智頭町社会福祉協議会	福祉	事務局長	津田 英樹		○
江府町地域包括支援センター	保健医療	センター長	藤森 史子		○
前鳥取県警察本部 生活安全部総括参事官	防犯		藤田 洋		○
若桜町消防団	防災	団長	山根 勝		○
NPO法人たかしろ	交通	副理事長	高間 武人		○
J Aいなば岩美支店営農経済課	買い物	課 長	河本 純一		○
鳥取市中山間地域振興課		課 長	中村 晃	3名 程度	3名 程度
八頭町企画課		課 長	藪田 邦彦		
三朝町企画観光課		課 長	松浦 弘幸		
南部町企画政策課		地域振興 専門員	長尾 健治		
日南町企画課		課 長	高見 正司		
鳥取県企画部地域づくり支援局		局 長	岡崎 隆司		

# 日ノ丸産業株式会社との中山間集落見守り活動協定締結について

平成23年7月21日

中山間振興・定住促進課

## 1 協定の締結

日ノ丸産業株式会社（本社：鳥取市）、県内全市町村、県は、中山間集落見守り活動の実施について同意に至り、平成23年7月14日付けで協定の締結を行った。

### (1) 協定の内容

見守り活動の内容	県内市町村全域において、LPガス、灯油等の営業活動（営業・集金・配達・メーター検針・点検等）の中で職員が発見した異常を市町村が設置した窓口へ通報
協定期間	平成23年7月14日から1年間 （事業者から終了の意思表示がなければ1年間更新）
日ノ丸産業の体制	販売員数：65名、対象顧客数：約2万1千名 なお、同社の販売店会である日ノ丸エネオス給油所部会及び鳥取・中部・西部地区の日ノ丸プロパン会の会員と連携して見守り活動を実施

### (2) 協定調印式の開催

- ・日 時) 平成23年7月14日（木）午前11時30分～正午
- ・場 所) 知事公邸
- ・出席者) 日ノ丸産業株式会社：藤縄 代表取締役社長

市代表：倉吉市長、町村代表：湯梨浜町長、県：平井知事

(注) 倉吉市、湯梨浜町以外の17市町村についても同日付で協定を締結した。

## 【参 考】

### 1 制度の概要等

- ・中山間地域等において事業活動を行う事業者が住民の異常等を発見した際、迅速かつ適切な対応がとれる体制を整備するよう、事業者と市町村、県の3者で協定を締結する制度。
- ・平成20年4月に制度を開始し、協定締結事業者は今回の締結を含め累計で36事業者。うち県内全域を対象とした協定締結は8事例目。（詳細は別紙のとおり）

### 2 通報事例について

(1) 通報件数 63件（平成23年7月1日現在）

(2) 主な通報事例

- ・新聞のたまっている家を不審に思い通報。家の中で倒れていた家人は、救急車で病院へ搬送され一命をとりとめた。(H21.2 鳥取市佐治町、新日本海新聞社)
- ・配達の際、家の中でぎっくり腰で動けなくなった家人を発見して通報。速やかに病院で治療を受けることが出来た。(H22.7 江府町、安達商事)

### 3 県の取組内容（啓発活動等）

(1) 知事表彰の実施〔見守り活動特別功労者表彰〕

人命救助、事故等の未然防止などに繋がる効果的な通報を行った事業者、その社員等への表彰制度を平成22年12月に制定し、これまでに市町村から推薦のあった3事例を表彰した。

(2) 中山間集落見守り活動支援事業に係る連携会議の開催

協定締結事業者、市町村、県関係者が一堂に会し、見守り活動に係る情報共有、意見交換を実施。(昨年度は10月に2回実施、本年度も実施予定)

(3) その他

- ・「とっとり県政だより」(H22年12月号)で協定締結事業者を紹介  
「みんなで守る中山間地域の安心 ―中山間集落見守り活動協定事業者の活動から―」
- ・見守りステッカーの配布  
事業者の営業車両等に添付する「見守りステッカー」を作成し配布。

(別紙)

## 中山間集落見守り活動支援事業の実績

## ■ 現在までの協定締結事業者数：36事業者 (太枠は県域を対象とした事業者)

## (1) 20年度協定締結状況 (11事業者)

no	協定締結日	事業者名(業種)	対象市町村
1	5月2日	(株)新日本海新聞社	境港市・智頭町を除く17市町村(※1)
2	5月2日	日本海新聞を発展させる会	
3	8月7日	(有)安達商事(食料品等小売業)	伯耆町・日野町・江府町・日南町(※2)
4	10月22日	もち工房日南ふっくら娘(もち製造販売業)	日南町
5	10月22日	(有)堀田本店(醤油製造販売業)	日野町・日南町
6	10月22日	大塚食品(有)(豆腐製造販売業)	日南町
7	10月22日	ライトハウスこたに(電気店)	江府町・日野町
8	10月22日	(株)コーセン(建設業)	//
9	10月22日	菅福元気邑(豆腐製造販売業)	日野町・日南町の一部
10	10月22日	大柄商店(食料品等小売業)	日南町
11	12月19日	福祉理美容・ヒオキ(移動理美容)	鳥取市・倉吉市・湯梨浜町・北栄町・三朝町(※3)

※1 境港市、智頭町は7月に2社と各市町との3者で協定を締結。

※2 平成22年6月1日に日南町と協定を締結。 ※3 平成22年8月9日に鳥取市と協定を締結

## (2) 21年度協定締結状況 (17事業者)

no	協定締結日	事業者名(業種)	対象市町村
1	6月4日	鳥取いなば農業協同組合	鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町
2	6月4日	鳥取中央農業協同組合	倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町
3	6月4日	鳥取西部農業協同組合	米子市・日吉津村・大山町・伯耆町・南部町・江府町・日南町・日野町
4	6月5日	清水物産(食料品等小売業)	江府町
5	6月22日	鳥取県理容生活衛生同業組合八橋理容師会(移動理美容)	琴浦町・北栄町
6	7月16日	鮮魚ヤクラ(食料品等小売業)	日南町
7	12月18日	鳥取ヤクルト販売株式会社	鳥取市・倉吉市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町
8	12月18日	山陰中央ヤクルト販売株式会社	米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町
9	12月18日	(有)足立商店(食料品等小売業)	江府町・日南町・日野町
10	1月19日	鳥取県理容生活衛生同業組合倉吉市理容師会(移動理美容)	倉吉市
11	1月19日	鳥取県理容生活衛生同業組合倉吉理容師会(移動理美容)	倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町
12	2月12日	大山乳業農業協同組合	県内全域
13	2月12日	鳥取白バラ乳販株式会社	東部市町
14	2月12日	鳥取白バラ会	東部市町
15	2月12日	白バラ商事株式会社	西部市町村
16	2月12日	大山白バラ会	中部市町
17	2月12日	米子白バラ会	西部市町村

## (3) 22年度協定締結状況 (6事業者)

no	協定締結日	事業者名(業種)	対象市町村
1	4月1日	門脇旅館(仕出し配達)	江府町
2	5月10日	鳥取県生活協同組合	県内全市町村
3	6月1日	(株)雲越商店(LPガス販売業)	日南町
4	6月29日	ヤマト運輸株式会社津山主管支店	県内全市町村
5	12月27日	服島運輸株式会社	米子市・南部町・伯耆町・日野町・日南町・江府町
6	3月16日	日本生命保険相互会社鳥取支社	県内全市町村

## (3) 23年度協定締結状況 (2事業者)

no	協定締結日	事業者名(業種)	対象市町村
1	4月18日	(株)目久美(乳製品販売業)	中部市町・西部市町村(日野町を除く)
2	7月14日	日ノ丸産業株式会社	県内全市町村

# 「鳥取県移住定住サポートセンター」の移転設置について

平成23年7月21日  
中山間振興・定住促進課

鳥取県へのI J U（移住）ターンを希望される方の視点に立ち、I J Uターンに関する住宅・就職・就業等の相談や情報発信を総合的かつ一元的に実施するため、（財）ふるさと鳥取県定住機構にこれら業務を委託するとともに、「鳥取県移住定住サポートセンター」を移転設置しました。

## 1 設置場所等

移転	期間	運営主体	設置場所
前	H19/12/3 ～H23/6/30	鳥取県企画部地域づくり支援局 移住定住促進課	鳥取市東町1-220 本庁舎 6階
↓			
移転	期間	運営主体	設置場所
後	H23/7/1～	財団法人 ふるさと鳥取県定住機構 「理事長 谷口興治」	鳥取市扇町7 777生命駅前ビル1階

## 2 改善点

県が運営していた「鳥取県移住定住サポートセンター」の相談及び情報発信業務を、I J Uターン就職の支援等を行っている（財）ふるさと鳥取県定住機構へ委託することにより、これまで連携を図りながらも個別に実施していた相談業務等を一元的に行うことができる。

I J Uターンを希望される方の相談に、ワンストップできめ細かく対応するとともに、情報発信を総合的かつ一元的に行うことで、本県へのI J Uターンを希望される方へのサービス向上を図ることができる。

## 3 <参考>鳥取県移住定住サポートセンターの業務

- ・鳥取県へのI J Uターンを希望される方に向けた住宅・就職・就業情報等の収集、提供
- ・「とっとり移住定住ポータルサイト」（とりネット内）の運用
- ・I J Uターンを希望される方への相談対応及び各種相談会の開催

### 【開設時間】

平日の8時30分～17時15分

### 【連絡先】

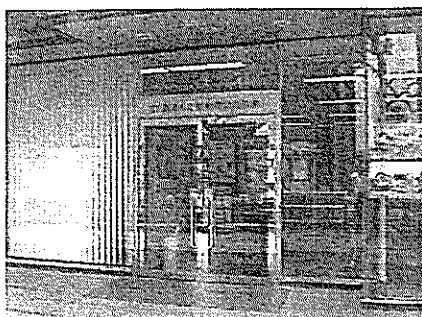
フリーダイヤル：0120-841-558(やさしいこは)

### 【相談実績等】

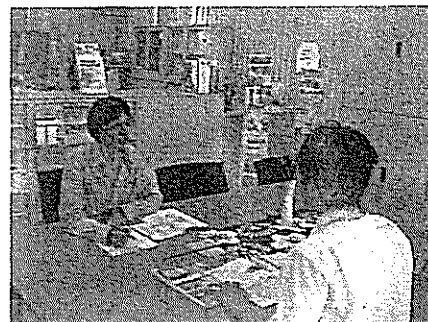
相談者数累計 1, 382人（鳥取県移住定住サポートセンター分）  
 サイトアクセス件数 89, 619件（とっとり移住定住ポータルサイト分）  
 移住定住者数累計 1, 163人（各市町村窓口等を通じて調べた件数）

<H19～22年度末の実績>

〔センター入口〕



〔相談室〕



# 若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について

平成23年7月21日  
交通政策課

若桜鉄道株式会社の第24期定時株主総会が去る6月22日に開催され、平成22年度営業報告等が次のとおり承認されました。

## 〈平成22年度の営業報告〉

### 1 列車利用状況

区分	H22年度 (人)	H21年度 (人)	差引増減 (人)	前年度比 (%)	主な増減の要因
普通旅客	124,715	104,327	20,388	119.5	団体ツアー客の増
通勤旅客	40,812	37,444	3,368	109.0	シルバー定期券の増
通学旅客	231,764	249,872	△18,108	92.8	学生数の減
合計	397,291	391,643	5,648	101.4	

### 2 収支状況

区分	H22年度 (千円)	H21年度 (千円)	差引増減 (千円)	前年度比 (%)	主な減の要因
営業収益①	187,886	182,477	5,409	103.0	町からの設備投資受託費の増
営業費用②	193,831	187,789	6,042	103.2	車両修繕費の増
営業損益③(①-②)	△5,945	△5,312	△633	111.9	
営業外収益④	9,825	9,632	193	102.0	SL体験運転の増
営業外費用⑤	1,616	2,520	△904	64.1	売店商品仕入れの減
営業外損益⑥(④-⑤)	8,209	7,112	1,097	115.4	
経常損益⑦(③+⑥)	2,264	1,800	464	125.8	

## 〈参考〉平成23年度の利用促進の取組みについて

蒸気機関車SLや開業当時から現存する転車台、昨年度導入したトロッコ列車、今年度導入したブルートレイン等を利用した観光利用促進、割引率の高い企画キップの発売による沿線住民の乗車運動の促進などの取組を引き続き進めていく。

- ・蒸気機関車や開業当時から現存する転車台等の見学団体ツアーの受入
- ・蒸気機関車の体験運転、トロッコ列車の乗車体験の実施
- ・シルバー定期、ファミリーキップ等の企画キップの発売
- ・「8・8隼駅まつり」など沿線地域のイベントとの連携
- ・花見列車、芋煮列車、雪見列車等の企画列車の運行